

公共施設指定管理者再選定の考え方

【選定にあたっては】

指定管理者選定委員会の審議を必要とする。

指定管理者の指定にあたっては、原則公募とする。

以下の条件に該当する場合は、現在の指定管理者を非公募（任意指定）で選定できるものとする。

【非公募（任意指定）の条件】

下記の（必須）及び・のいずれかに該当する場合、現在の指定管理者を非公募（任意指定）で選定できるものとする。

項 目	条 件
実績評価	・ 指定期間（H18～H22）において、現指定管理者による施設の管理・運営を評価している。
施設の管理・運営	(1) ・ 非利益活動（施設に関する調査研究・教育普及活動等）を重視する施設である。 ・ 指定管理者が代わると、利益につながる活動が優先され、非利益活動が疎かになるおそれがある。
	(2) ・ 現在の指定管理者が施設の管理・運営に関する専門的な知識・技術を有している。 ・ 指定管理者が代わると、専門性の欠如によってサービスの質が低下し、施設の管理・運営に支障が生じるおそれがある。
	(3) ・ 町の施策を推進する上で拠点施設として位置づけており、指定管理者は施策の推進役として中心的な役割を果たしている。 ・ 指定管理者が代わると、施策を推進するための体制等を新たに構築する必要があり、町の施策を推進する上で支障が生じるおそれがある。
対外関係	(1) ・ 特定の利用者を対象とし、利用者との信頼関係やサービスの連続性を重視する施設である。 ・ 指定管理者が代わると、施設利用者との信頼関係を新たに構築する必要があり、施設の運営に支障が生じるおそれがある。
	(2) ・ 施設を運営する上で関係者（寄付者、作品寄贈者等）や関係団体との信頼関係を重視する施設である。 ・ 指定管理者が代わると、施設関係者・関係団体との信頼関係を新たに構築する必要があり、施設の運営に支障が生じるおそれがある。

公募を行ったが応募者がいなかった場合や、緊急に指定管理者を選定する必要がある場合（選定団体が欠格事由に該当する場合、選定団体と協定が締結できなくなった場合等）も、非公募により任意に指定できることとする。